

第6章 その他

1 計画の公表

本計画は、東かがわ市国民健康保険における課題及び解決への取り組み内容を示したものであり、国保加入者や関係機関・団体のみならず、広く市民に伝える必要があることから、市のホームページ上で公表するほか、広報紙等で周知を図ります。

2 個人情報の保護と取扱

○本計画に関係する個人情報保護は、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン、東かがわ市個人情報保護条例等を遵守し、適切に行います。また、特定健康診査等の代行機関に対してもこれらの法律やガイドラインに基づき、情報の管理を徹底します。受益者の利益を最大限に保障するため、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的、効率的な健診・保健指導を実施します。

○外部委託をする場合は、第三者認証等を得た受託者の選定をはじめ、個人情報の厳正な管理及び取り扱いについて規定した契約を締結します。

○保健事業計画における健診実施データ等の記録のうち、外部委託実施によるものについては、受託者より提出を求めている磁気的に記録・保管します。また、保健事業内容のうち、香川県国保連合会による共同処理により作成されたデータについては、本市貸与の健診システム端末に保存します。健康診査等の記録の保存義務期間は、記録作成の日から原則5年とします。

3 苦情処理対応

被保険者をはじめとする保健事業利用者等からの要望や苦情の申し出も想定されます。

これらの要望や苦情に対しては以下の手順により対応し、事業実施の改善に有効活用していくものとします。

また、改善内容については、要望や苦情の申し出者に対し、結果報告を行うとともに、改善以降の各種事業周知用パンフレットをはじめとした情報発信媒体により、改善内容が分かりやすい方法にて公表を行います。ただし、内容が個人と特定するものである等、個人情報保護に抵触する場合には、この限りではありません。

要望・苦情内容を調整し解決するために統括責任者を置きます。統括責任者は保健課長の職にある者をもって充てます。

○統括責任者の業務

統括責任者は、解決責任者の指揮監督及び進捗状況の調査を行います。

統括責任者は、要望・苦情の改善状況等について解決責任者から聴取を行います。

統括責任者は、必要に応じて関係諸機関との調整・協議を行います。

要望・苦情解決の責任主体を明確にするため、保健課内に解決責任者を置きます。解決責任者は各グループのグループリーダーをもって充てます。

○解決責任者の業務

解決責任者は、問題の原因及び解決策の検討を行います。

解決責任者は、解決・改善のための利用者等との話し合いを行います。

解決責任者は、統括責任者との協議を行います。

解決責任者は、解決内容について統括責任者へ報告を行います。

要望・苦情の申し出が行いやすい環境整備のため、保健課内に受付担当者を置きます。
受付担当者は各グループ内での保健事業担当者をもって充てます。

○受付担当者の業務

受付担当者は、要望や苦情の受付、取りまとめを行います。

受付担当者は、要望や苦情の内容について確認を行い、記録を取ります。

受付担当者は、解決責任者に記録内容について報告を行います。

4 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

○国民健康保険においても、効率的な医療費の活用のため、地域に即した地域包括ケアシステムの構築に向けて、課題を抱える被保険者の把握をすすめ、地域で被保険者を支えるまちづくり・仕組みづくりに取り組みます。

○地域包括ケアの構築に向けた関係所管課の横断的な議論の場として、介護保険課が開催する連携会議に国保主管課として参画し、目標や事業実施の共有化を図ります。

○地域包括ケアに資する地域のネットワークにおいて、国保所管課の参画として庁内関係部署及び外部団体、地域活動団体等との各種連携を図ります。

○国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりなどにつながる住民主体の地域活動に国保部局としての支援を図ります。健康寿命延伸に取り組み、出前講座による地域活動団体や地域コミュニティ協議会での健康づくりの啓発、保健師等による健康相談などを実施していきます。

○後期高齢者医療制度、介護保険制度と連携し、ロコモティブシンドロームなどへの介護予防対策、生活習慣病予防のための健康相談などの実施を支援していきます。